

地域ほっと通信

防ごう！高齢者虐待

●高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上）の虐待とは、家族などの養護者による虐待または、養介護施設従事者（特別養護老人ホームやショートステイなど高齢者福祉施設に勤めている人）などによる虐待を指しています。

●法律

高齢者虐待防止法。正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で平成18年4月施行されました。

●目的

高齢者の権利と利益を守ることです。また、**虐待している人を罰することが目的ではなく、虐待をしている人の支援**を目的としています。

刑法の場合、目的は罪を罰して更生させることですが、高齢者虐待防止法の目的はあくまで状況の改善や安全を確保して権利を守ることです。

身体的虐待

身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

介護・世話の放棄・放任

減食、長時間の放置、虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

高齢者虐待 5つの種類

経済的虐待

財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

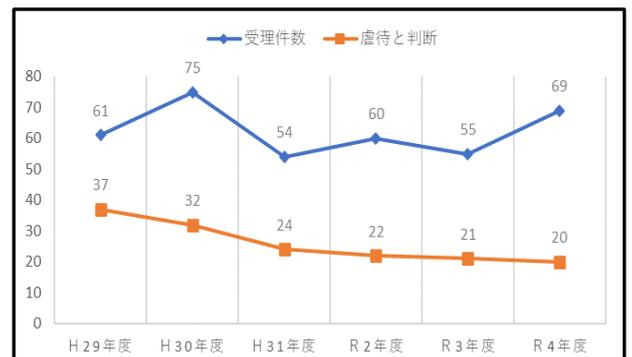
心理的虐待

暴言または拒絶的な対応すること、心理的外傷を与える行動を行うこと

性的虐待

わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること

秋田市の養護者による 高齢者虐待の実態(R4年度) 【通報受理および虐待判断件数】



虐待の背景には、こんな要因が・・・

- 認知症の症状
- 身体的自立度の低さ
- 排泄介助の困難
- 人格や性格
- これまでの人間関係など



虐待を受けている人

- 介護疲れ、ストレス
- 介護に関する知識不足
- 認知症に関する理解不足
- 家庭における経済困窮
- 人格や性格
- これまでの人間関係
- 障害・疾病など



虐待をしている人

『虐待を受けている人』

『虐待をしている人』

それぞれに要因があります。

家庭内の問題のため、なかなか**表面化**しにくく、**SOSを出しづらい状況**にあります。

周りからの**気遣いの言葉**や**話をきいてあげる**ことで（人の気持ちは、ぐっと楽になります。

虐待問題の難しいところは、養護者（介護者）が介護を行っているうちに、心身共に疲労し、追いつめられてしまうことが少なくありません。虐待をしていることに気づいても（気づかなくても知らないうちに）、さまざまな理由で自分では歯止めがきかなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐには、**介護の負担を軽減**すること、また問題が生じているときは**第三者が介入**するなどして、**虐待の悪循環を止める**ことが大切です。

「これって虐待かも？」と違和感を感じた時には、その**気づき**を相談して下さい。

通報したのが、私だってバレたら怖い(--;)

虐待じゃなかったらどうしよう!?

これって虐待かも?



●相談者(通報者)の秘密は守られます!

●「これって虐待かも？」と感じた、その気づきを教えてください!

気づきを一人のものにしないことが大切です!



まずはその気づきを教えてください!

- ・ 御所野地域包括支援センターけやき 018-838-6382
- ・ 秋田市長寿福祉課 018-888-5668

編集後記

令和6年7月3日に約20年ぶりに新しい紙幣が発行されました。各地でイベントが行われ、盛り上がりを見せています。新しい紙幣がいつ手元にやって来るのか楽しみに待っているこの頃です。

一方で、新紙幣発行に便乗した詐欺の発生が予想されますので十分にご注意ください!

出張講座のご案内

町内会やサロンなど、地域の集まりに出張します。皆さんの権利を守ることや安心して暮らすための講座を**無料開催**できます。

お気軽にご相談ください!!



【発行】御所野地域包括支援センターけやき

秋田市御所野下堤五丁目1番5号

電話：838-6382

FAX：826-0652

